

外部事業者による組織的な不正行為の発覚について

2026年2月12日
株式会社Yogibo

平素よりYogiboをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。このたび、弊社が下記の4店舗について運営を委託していた外部事業者による「組織的で重大な不正行為」が発覚しました。そこで、弊社は、当該事業者に対して契約解除の通知を行いました。

【対象店舗】

- ・Yogibo Store イオンモール草津店
- ・Yogibo Store イオンモール八幡東店
- ・Yogibo Store イオンモール宮崎店
- ・Yogibo Store イオンモール鹿児島店

これに伴い、上記4店舗につきましては、一時的に休業となる可能性がございますので、以下のとおりお知らせいたします。

1 不正行為発覚の経緯

弊社は、上記4店舗について、外部の運営代行業者（以下「本件事業者」といいます。）に対し、店舗における販売業務を委託していました。本件事業者は、弊社から支払われる業務委託手数料の減額を免れるため、実際には契約で定められた店舗人員の配置をしていないにもかかわらず、それをしているものと偽装し、弊社に対して実態と異なる虚偽の人員配置を報告する不正行為を、長期間にわたり行っていました。

当該不正行為は、本件事業者に所属する一部の従業員からの弊社に対する告発によって発覚しました。これを受けて弊社が調査をしたところ、一部の店舗だけではなく、複数の店舗において、組織的に不正行為が行われていることが明らかとなりました。

弊社は、当該不正行為の存在を指摘した上で、民事調停手続を通じて協議により本件の解決を図ろうとしましたが、本件事業者から受け入れることがおよそ不可能な程度に高額な金銭請求を受けるに至り、協議による解決に至りませんでした。

このような経緯により、弊社は、やむを得ず、本件事業者に対し、上記4店舗について契約解除の通知をいたしました。

2 各店舗の営業について

弊社は、本件事業者に対し、本年2月20日限り上記各店舗を明け渡すよう通知しております。各店舗の今後の運営につきましては、関係する商業施設様とも協議を行いながら、対応を検討しております。

状況次第では、一時的に、短期間の休業をせざるを得ない可能性もございますが、何卒ご了承くださいますよう伏してお詫び申し上げます。

今後の営業方針が決まり次第、改めて弊社公式サイト等にてお知らせいたします。

3 ご連絡窓口について

本件により、関係各位ならびにお客様、また当該店舗において業務に従事されていた方々が不安を抱える状況となっていることについて、弊社としても重く受け止めております。

上記4店舗に関するお問い合わせに対応するため、以下のとおり専用のご連絡窓口を設置いたしました。

- ・店舗の営業状況に伴い、返品やお取り置き商品等についてお困りのお客様
- ・本件事業者に勤務し、不正行為に加担させられる被害に遭われた方 など

どのようなご用件でも結構ですので、下記のご連絡窓口までお問い合わせください。

<お問い合わせ窓口>

本件に関するお問い合わせにつきましては、下記窓口にて承ります。

◆Yogiboカスタマーサポート（受付時間 10:00～18:00）

携帯電話から：0570-041-533

固定電話から：0120-941-533

<https://yogibo.jp/pages/contact-form>

弊社といたしましては、本件を厳粛に受け止め、引き続き適切な対応に努めてまいります。